第45回定時株主総会

招集ご通知

アドソル日進

日 時

2020年６月24日（水曜日）
午前10時（午前９時受付開始）

場 所

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー 28階 会議室

議決権行使期限

2020年６月23日（火曜日）
午後５時45分まで

新型コロナウイルスの感染予防に関するお願い

多くの株主さまが集まる株主総会は「集団感染のリスク」がございます。郵送にて議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場は、お控えいただくこともご検討ください。

なお、今後の状況により、本総会の開催・運営を変更する場合は、次の当社ウェブサイトにてお知らせします。

https://www.adniss.jp

証券コード：3837

目　次

招集ご通知
第45回定時株主総会招集ご通知…… 1

株主総会参考書類
第１号議案　剰余金の処分の件…… 2
第２号議案　取締役７名選任の件…… 3
第３号議案　補欠監査役１名選任の件…… 8

（添付書類）

事業報告
Ⅰ　会社の現況…… 9
Ⅱ　株式の状況…… １９
Ⅲ　新株予約権等の状況…… ２０
Ⅳ　会社役員の状況…… ２２
Ⅴ　会計監査人の状況…… ２６
Ⅵ　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況…… ２７
Ⅶ　剰余金の配当等の決定に関する基本方針…… ３２

計算書類
貸借対照表…… ３３
損益計算書…… ３４
株主資本等変動計算書…… ３５
個別注記表…… ３６

監査報告
会計監査報告…… ４４
監査役会の監査報告…… ４７

証券コード　3837
2020年６月８日

株　主　各　位

東京都港区港南四丁目１番８号
アドソル日進株式会社
代表取締役社長　上　田　富　三

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご確認くださいますようご通知申しあげます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月23日（火曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　**2020年６月24日（水曜日）午前10時**（受付開始：午前９時）

２．場　　所　東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル　メインタワー　28階　会議室

３．目的事項

報告事項　第45期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎　株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.adniss.jp）に掲載させていただきます。
◎　新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（https://www.adniss.jp）にてお知らせいたします。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つと考え、持続的な安定配当に留意するとともに、今後の事業展開等を勘案して以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

配当財産の種類	金　銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき　金18円 総　額　165,519,792円

（注）2019年12月に中間配当金として１株につき14円をお支払いいたしましたので、当事業年度の年間配当金は１株につき32円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日	2020年６月25日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	500,000,000円

増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	500,000,000円

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	上田（うえだ）　富三（とみぞう）	代表取締役社長　再任
2	篠﨑（しのざき）　俊明（としあき）	常務取締役　再任
3	大西（おおにし）　元（はじめ）	ＩｏＴソリューション本部長　新任
4	後関（ごせき）　和浩（かずひろ）	取締役　再任
5	峰野（みねの）　博史（ひろし）	社外取締役　再任　社外・独立
6	坂本（さかもと）　すが	社外取締役　再任　社外・独立
7	廣田（ひろた）　耕一（こういち）	社外取締役　再任　社外・独立

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	上田 富三（うえだ とみぞう） （1951年9月19日）	1974年４月　竹菱電機㈱（現㈱たけびし）入社 1978年７月　紀陽ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｼｽﾃﾑ㈱設立　代表取締役 1989年12月　㈱ｽﾀｰﾘﾝｸﾞｼｽﾃﾑ常務取締役 1991年11月　日本ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ・ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ㈱（現㈱SCSK）入社 2004年２月　当社入社 2004年４月　当社F&Bｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長 2004年６月　当社取締役 2005年６月　当社常務取締役 2010年４月　当社代表取締役社長（現任）	138,800株
2	篠﨑 俊明（しのざき としあき） （1966年６月12日）	1989年４月　当社入社 2010年７月　当社I&Cｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長 2012年４月　当社ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長 2013年４月　当社社会ｼｽﾃﾑ事業部長 2015年６月　当社取締役社会ｼｽﾃﾑ事業部長 2018年６月　当社常務取締役（現任）	35,700株
※3	大西 元（おおにし はじめ） （1959年4月4日）	1982年４月　松下電工㈱（現ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ㈱）入社 1999年２月　松下電工ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝｼｽﾃﾑｽﾞ㈱ （現ﾊﾟﾅｿﾆｯｸｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝｼｽﾃﾑｽﾞ㈱）入社 2008年４月　同社執行役員東京支社長兼ｿﾘｭｰｼｮﾝ営業本部長 2009年４月　同社執行役員営業本部長 2013年４月　同社執行役員ｿﾘｭｰｼｮﾝﾋﾞｼﾞﾈｽ本部副本部長 兼ｻｰﾋﾞｽﾋﾞｼﾞﾈｽ本部副本部長 2014年６月　同社取締役ｿﾘｭｰｼｮﾝﾋﾞｼﾞﾈｽ本部長 2015年10月　同社常務取締役 2016年４月　同社専務取締役 2020年３月　当社入社 2020年４月　当社IoTｿﾘｭｰｼｮﾝ本部長（現任）	1,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	後関和浩（ごせき かずひろ） （1960年9月7日）	1984年４月　朝日ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ㈱入社 1990年１月　日本ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ・ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ㈱（現㈱SCSK）入社 1999年１月　同社事業管理部長 2000年１月　同社経営企画部長 2005年６月　当社入社 2005年７月　当社企画部長 2011年４月　当社経営管理部長 2014年６月　当社取締役経営管理部長 2020年４月　当社取締役経営企画室長（現任）	21,300株
5	峰野博史（みねの ひろし） （1974年12月11日）	1999年４月　日本電信電話㈱入社 2002年10月　静岡大学情報学部助手 2007年４月　静岡大学情報学部助教 2011年４月　静岡大学情報学部准教授 2013年４月　静岡大学大学院情報学研究科准教授 2014年６月　当社社外取締役（現任） 2015年４月　静岡大学学術院情報学領域准教授 2018年４月　静岡大学学術院情報学領域教授（現任）	2,000株
6	坂本すが（さかもと） （1949年7月7日）	1972年４月　和歌山県立医科大学付属病院入職 2007年４月　日本看護系大学協議会監事 2007年６月　財団法人国際看護師協会東京大会記念奨学金理事 2007年10月　日本医療ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ学会（現特定非営利活動法人日本医療ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ学会）理事（現任） 2008年６月　看護系学会等社会保険連合役員 2009年４月　国際厚生事業団理事 2009年４月　一般社団法人日本看護管理学会理事 2009年12月　厚生労働省中央社会保険医療協議会専門委員 2011年６月　公益社団法人日本看護協会会長 2012年４月　和歌山県公立大学法人評価委員会委員（現任） 2012年４月　財団法人日中医学協会理事 2016年12月　一般社団法人日本看護業務研究会副理事（現任） 2017年６月　東京医療保健大学副学長（現任） 2018年６月　当社社外取締役（現任）	1,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	廣田（ひろた） 耕一（こういち） （1961年7月1日）	1984年４月　警察庁入庁 1999年４月　警察庁情報通信局技術対策課理事官 2001年１月　内閣官房情報ｾｷｭﾘﾃｨ対策推進室 副室長・内閣参事官 2006年10月　警察庁長官官房参事官（高速道路交通政策担当） 2007年８月　愛媛県警察本部長 2013年２月　警察庁交通局交通企画課長 2014年１月　警視庁交通部長 2015年７月　東京都青少年・治安対策本部長 2017年８月　警察大学校警察政策研究ｾﾝﾀｰ所長 2018年１月　大阪府警察本部長 2019年５月　日本生命保険相互会社顧問（現任） 2019年６月　当社社外取締役（現任）	100株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．峰野博史氏、坂本すが氏及び廣田耕一氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、峰野博史氏、坂本すが氏及び廣田耕一氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。峰野博史氏、坂本すが氏及び廣田耕一氏の３氏が再任された場合は、当社は引き続き３氏を独立役員とする予定であります。
４．社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
① 峰野博史氏は、学術院情報学領域の教授、研究者として静岡大学で教鞭を執っておられ、情報通信技術に卓越した知識を有していることから、当社の事業に関する助言・指導をいただけるためであります。なお、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
② 坂本すが氏は、略歴に記載のとおりの経歴と実績を持たれる有識者であり、当社の経営全般に助言・指導をいただけるためであります。なお、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
③ 廣田耕一氏は、略歴に記載のとおりの経歴と実績を持たれる有識者であり、情報セキュリティに精通した知識と経験を有していることから、当社の事業に関する助言・指導をいただけるためであります。なお、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
５．峰野博史氏、坂本すが氏及び廣田耕一氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、峰野博史氏は６年、坂本すが氏は２年、廣田耕一氏は１年となります。

6．社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるように、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しております。
当社は、峰野博史氏、坂本すが氏及び廣田耕一氏との間で当該契約を締結しており、３氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
① 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に規定する額のいずれか高い額とします。
② 責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限ります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

また、本決議の効力は、次期定時株主総会が開始される時までとします。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
木田（きだ）　稔（みのる） （1970年７月30日）	1993年10月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）大阪事務所入所 2003年８月　南ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ大学MBAﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ卒業 2004年１月　公認会計士・税理士　木田事務所所長（現任） 2006年12月　監査法人ｸﾞﾗｳﾞｨﾀｽ代表社員（現任） 2013年７月　日本公認会計士協会本部理事 2019年３月　ｵﾌﾟﾃｯｸｽｸﾞﾙｰﾌﾟ㈱社外取締役監査等委員（現任）	―

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．木田稔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．木田稔氏を社外監査役の補欠候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、監査法人グラヴィタスの代表社員として、国際的な監査・会計の業務にも精通し、上場会社の監査責任者も務めていることから、経験、知識も豊富であり、監査体制の強化、充実を図れるためであります。なお、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．社外監査役の補欠候補者が、監査役に就任する場合に締結する責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、監査役として有用な人材を迎えることができるように、会社法第427条第１項の規定に基づき、監査役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しております。
当社は、木田稔氏が監査役に就任する場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
①　当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額とします。
②　責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限ります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

Ⅰ　会社の現況

１．当事業年度の事業の状況

(1)　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、海外における貿易問題や、消費増税等、国内景気の下押しリスクが懸念される状況にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界経済への影響が、より一層、不透明感を強める状況にあります。

当社が属する市場及び顧客におけるICT投資需要は、社会インフラの更新、IoT（Internet of Things：モノのインターネット）化の進展、DX（Digital Transformation（注１））をキーワードにした新サービスの創出、生産性の向上や労働人口の減少対策、セキュリティ対策等をテーマに、底堅く推移しました。

市場ニーズとしては、日本の社会インフラは、エネルギー、自動車、道路、鉄道、航空、宇宙、情報通信、防災、医療等のあらゆる分野において、IoT、AI（Artificial Intelligence:人工知能）、ビッグデータ、ロボット等の先進技術を活用した、新たな需要の創出と生産革命に向けた取組みが進展しております。

また、自動車、医療機器、産業機器、工場設備等の製造業のスマート化はさらに加速し、制御・組込み分野において、ソフトウェアの重要性は高まっています。

加えて、情報セキュリティの領域では、「スマート工場の制御システム」等のIoT化が本格的に進展する中で、情報漏洩や標的型サイバー攻撃の脅威は高まっており、情報システム全体やIoT機器、産業機器に対するセキュリティ対策・サイバー攻撃対策による「データ保護」が、大手の製造メーカー様や公益企業様、インフラ関連企業様、医療をはじめとしたユーザー様を中心に急がれております。

このような環境下において、当社は、中期経営計画「Vision2021」において、「IoXで未来をつなぐICTエンジニアリング企業」を、中長期的に目指す姿として掲げ、その達成に向けた事業活動を推進しました。

この結果、最終年度（2021年３月期）の業績目標（売上高：126億円、営業利益12億円）を、１年前倒しで達成することができました。

当事業年度における、重点施策の取組み状況は、次のとおりです。

事業領域の拡大としては、エネルギー（電力・ガス）の自由化後の保守対応や事業再編に伴う需要に積極的に対応し、2022年に予定されるガス会社の法的分離に対応した大型案件を受注しました。加えて、宇宙、次世代通信５Ｇ、メディカル、次世代自動車（先進EV、自動運転）、決済・カード関連での対応領域拡大に取組みました。

新たな価値の創造・提供への挑戦としては、新事業領域の展開として、「宇宙・安全保障分野」向けに、米国Lynx Software Technologies社との日米・共同事業展開に合意しました。この日米・共同事業展開の端緒として、2019年11月に開催された日本初の防衛・セキュリティ総合展示会である、「DSEI Japan 2019」に、サイバー・セキュリティ・ソリューションやIoTソリューションを共同でご紹介しました。

プロモーション活動として、５年連続となる「IoT時代のセキュリティ・フォーラム（2019年10月11日）」を開催しました。このフォーラムでは、400名を超えるお客様をご招待し、欧米や国内での最先端のIoTやDXへの取組みと、IoTに必要不可欠なサイバー攻撃対策、データ保護の最新動向や、導入事例をご紹介しました。また、GIS：地理情報システムでは、「スタジアムのエリアマーケティング活用事例」をご紹介するなど、顧客等と連携し、各種展示会に出展しました。

提携戦略として、健康管理の総合アウトソーシング事業を展開する東証１部上場のバリューＨＲ社と、高セキュリティにデータを保護する「IoTプラットフォーム」の開発と、この基盤を活用した「最適なサービス提供」を目指し、資本業務提携契約を締結しました。

競争優位の発揮としては、先端IT研究所を中心に、AI、エッジ、プラットフォーム等をキーワードにした研究開発や、人材育成・教育研修にも積極的に取り組みました。

産学連携への取組みとして、立命館大学とIoTセキュリティをキーワードに、コンソーシアムの設立や業界標準を目指した産学連携協定を締結し、IoTセキュリティセンターの４月１日の開設に向け準備を進めました。また、「次世代IoT機器向け、組み込み『マルチコア制御システム』」に関する共同研究に継続して取り組み、中間発表を行いました。この他、慶應義塾大学（GIS：地理情報システム）や名古屋工業大学（IoT・セキュリティ）、早稲田大学（EMS：エネルギー・マネジメント・システム）等との共同研究に継続して取組んだほか、千葉大学と教育用AI・VR（Virtual Reality：仮想現実）等の基礎研究を推進しました。

品質力やプロジェクト・マネジメント力の強化として、プロジェクト管理の国際標準資格であるPMP（Project Management Professional）人材の育成に継続して取組みました。

増加する開発需要への対応として、まず、アジア地域での海外オフショア開発を推進する100%子会社「アドソル・アジア株式会社」を設立しました（2020年４月１日営業開始）。次に、2019年５月及び11月に、東京本社にてオフィスを増床し、開発プロジェクトルームを増設しました。この増床に合わせ、メディカル・ヘルスケア関連のシステム開発と、大学などとの共同研究・開発を推進する拠点として「メディカル・ヘルスケア開発センター」を開設しました。加えて、ICT投資需要の拡大を見据え、大阪及び福岡にて、更なるオフィスの増床・プロジェクトルームを増設しました。

新たな試みとして、米国サンノゼ・シリコンバレーの100%子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.（アドソル日進サンノゼR&Dセンタ）」にて、日本の大学生向けに海外インターンシップを開講しました。

なお、2020年１月より、「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、感染防止・抑制に努めております。

以上の結果、当事業年度は、社会インフラ事業におけるエネルギー分野や交通・運輸分野が堅調に推移し、先進インダストリー事業における基盤システム分野が計画どおり推移したことから、売上高は13,315百万円と前年同期比9.2%の増収となりました。

利益面では、研究開発やオフィスの増床等、将来の事業拡大につながる投資を継続して行いましたが、増収効果に加え、プロジェクト管理の徹底による不採算案件の抑止、生産性向上に向けた改善活動に継続して取り組んだことから、営業利益は1,213百万円（前年同期は1,012百万円）、経常利益は1,236百万円（前年同期は1,012百万円）、当期純利益は824百万円（前年同期は687百万円）といずれも増益となり、過去最高の売上高を更新するとともに、10期連続の営業増益となりました。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策として、開発プロジェクトでのスケジュール変更や、国内外出張・会議・研修の中止等が一部ありましたが、業績への著しい影響は見られませんでした。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

【社会インフラ事業】

エネルギー分野（電力・ガス関連）では、自由化後の保守対応や事業再編関連、新サービス創出に向けたシステム開発需要への取組みを強化し増加しました。

交通・運輸分野（道路・鉄道、航空・宇宙、旅行等）では、旅行関連が堅調に推移し、宇宙関連が計画どおりに推移しました。

通信・ネットワーク分野（次世代通信５Ｇ等の通信関連）では、５Ｇを中心とした基地局関連が計画どおり推移しましたが、機器開発等が終了しました。

その結果、当事業年度の売上高は、8,862百万円と前年同期比19.2％の増収となりました。

【先進インダストリー事業】

制御システム分野（次世代自動車、産業機器、設備機器、医療機器等）では、メディカル関連や、IoT基盤関連等が堅調に推移し、次世代自動車（先進EVや、自動運転）は計画どおり推移しました。

基盤システム分野（キャッシュレス、決済やクレジットカード・システムを中心とした、基盤系システム）では、データサービス関連が拡大し、決済基盤システムが計画どおりに推移しました。

ソリューション分野（セキュリティや、近距離無線通信、GIS：地理情報システム等、当社独自のソリューションの提供）では、セキュリティ・ソリューション：LynxSECUREが医療関連ネットワークシステムで採用され、また、GIS：地理情報システムを活用したマーケティング・ソリューションの提案・実証実験など、独自ソリューションの提供・展開に注力しましたが、大手公益企業向けに提供していたセキュリティ・コンサルティング・サービスが終了しました。

その結果、当事業年度の売上高は、4,452百万円と前年同期比6.4％の減収となりました。

「安心・安全につなぐ」をキーワードに、当社のIoTへの取り組みを示す「IoX総合エンジニアリング事業」では、AIを活用したIoTプラットフォーム関連や、先進的なIoTデバイス制御関連が堅調に推移しましたが、セキュリティ・コンサルティング・サービスが終了しました。

その結果、当事業年度の売上高は、3,421百万円（全売上高の25.7％）となりました。

※当事業の売上高は、社会インフラ事業、又は先進インダストリー事業に含まれております。

事業	分野	2019年３月期			2020年３月期		
		売上高（百万円）			売上高（百万円）		
		実績	構成比(%)	前期比(%)	実績	構成比(%)	前期比(%)
社会インフラ		7,435	61.0	8.6	8,862	66.6	19.2
	エネルギー	5,680	46.6	19.3	6,863	51.5	20.8
	交通・運輸	935	7.7	△22.9	1,317	9.9	40.9
	公共	198	1.6	△17.8	160	1.2	△19.2
	通信・ネットワーク	621	5.1	△0.7	521	3.9	△16.0
先進インダストリー		4,758	39.0	14.6	4,452	33.4	△6.4
	制御システム	2,047	16.8	24.0	1,943	14.6	△5.1
	基盤システム	1,939	15.9	3.2	1,958	14.7	1.0
	ソリューション	772	6.3	24.2	549	4.1	△28.8
(IoX総合エンジニアリング)		3,917	32.1	9.0	3,421	25.7	△12.6
全社合計		12,194	100.0	10.9	13,315	100.0	9.2

（注）IoX総合エンジニアリング事業の売上高は、社会インフラ事業、又は先進インダストリー事業に含まれております。

（注１）DX（Digital Transformation：デジタル・トランスフォーメーション）
企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること
出典：経済産業省　「DX 推進指標」とそのガイダンス

⑵　設備投資の状況

当会計年度に実施しました設備投資の総額は、62百万円であります。

その主なものは、東京本社におけるメディカル・ヘルスケア開発センター開設による開発プロジェクトルームの増設、関西支社、九州支社におけるICT投資需要の拡大を見据えた、オフィスのリニューアル・プロジェクトルームの増設等です。

⑶　資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関３社と７億円のコミットメントライン契約を締結いたしました。

契約先並びに契約日は次のとおりであります。

・株式会社みずほ銀行　　2019年 9月 28日
・株式会社三菱UFJ銀行　　2019年 9月 28日
・株式会社三井住友銀行　　2019年10月30日

なお、当事業年度末において、本契約による借入実行残高はありません。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

⑷　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑸　他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑹　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑺　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

2．直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 42 期 (2017年３月期)	第 43 期 (2018年３月期)	第 44 期 (2019年３月期)	第 45 期 (2020年３月期) (当事業年度)
売上高（千円）	11,634,068	10,997,035	12,194,740	13,315,368
経常利益（千円）	777,431	857,287	1,012,197	1,236,517
当期純利益（千円）	531,663	553,537	687,545	824,338
１株当たり当期純利益（円）	59.18	61.31	75.90	89.98
潜在株式調整後１株当たり当期純利益（円）	57.20	59.32	74.12	88.10
総資産（千円）	5,678,326	6,156,154	6,649,395	7,613,996
純資産（千円）	3,130,616	3,497,674	4,001,265	4,554,904
１株当たり純資産額（円）	337.19	377.98	428.59	482.40
自己資本比率（％）	53.8	55.0	58.7	58.3

3．重要な親会社及び子会社の状況

⑴ 親会社の状況

該当する事項はありません。

⑵ 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。

なお、米国サンノゼ・シリコンバレーに「Adsol-Nissin San Jose R&D Center,Inc.（アドソル日進サンノゼR&Dセンタ）」、及び国内に「アドソル・アジア株式会社」（2020年１月６日設立）の２社の100%子会社がありますが、利益基準及び剰余金基準からみて重要性が乏しいものとして、連結の範囲から除外しております。

また、当社には、特定完全子会社はありません。

4．対処すべき課題

中長期的なICT投資需要として、社会インフラ領域（電力・ガスのエネルギー、自動車、道路、鉄道、航空、宇宙、防災、情報通信、決済等）における安定した更新需要、及び、先進インダストリー領域（自動車、医療機器、産業機器、工場設備等）におけるスマート・システムや、制御・組込みソフトウェア需要など、底堅いICTニーズがあります。

加えて、あらゆる産業において、新サービスの創出、労働人口減少対策、効率化、働き方改革につながる職場環境の改善など、様々な課題解決に向けたDX（Digital Transformation）の動きは活発化し、AI・IoTはそのキーテクノロジーとして重要性が増しています。

さらに、情報のデジタル化が急速に進展する中、サイバー攻撃の脅威は益々高まり、社会システム全体に加え、機密情報やデジタル・データの保護など、安全保障につながるセキュリティ対策・サイバー攻撃対策が、重要課題となっており、その対策が急がれております。

当社は、社会インフラ領域と全IoT領域での強みを背景に、「安心」「安全」「快適」「環境」をキーワードに、豊かな社会の発展に貢献してまいります。

また、旺盛なICT需要を追い風に、持続的成長と企業価値向上の実現に向け、長期的な安定成長を支える事業基盤を整備するとともに、先進的なアドバンスト・ソリューションの創造・提供を推進し、「利益成長型企業」を目指します。

さらに、ガバナンス・コンプライアンスの充実を図るとともに、事業効率の向上に努めてまいります。

5．主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社は、電力分野に強みを有する独立系のシステム開発企業として、創業以来、社会インフラにかかわる情報システム開発を中核に、事業基盤を構築してまいりました。

事業面では、社会インフラ事業、先進インダストリー事業の２つの事業と、両事業を横断するIoX総合エンジニアリング事業において、コンサルティングから設計、開発、保守に至る一貫したワンストップ・ソリューションを提供しております。

社会インフラ事業では、「エネルギー(電力・ガス)」「道路・鉄道・航空」「公共・防災」「情報通信」などの社会インフラにおけるシステム・インテグレーション・サービスに加え、地域や社会インフラの安全保障を支えるエンジニアリング・サービスを展開しております。

先進インダストリー事業では、「次世代EV自動車」「医療機器」「産業機器」「スマート工場」など、「日本のモノづくり」でのDX・IoT化と、「デジタル・イノベーション」を支えるエンジニアリング・サービス及びソリューション・サービスを提供しております。

IoX総合エンジニアリング事業では、「デジタル・データ」を守る革新的なセキュリティ・ソリューションに加え、セキュリティ・コンサルティング・サービス、制御システム・セキュリティや、セキュリティ人材の育成等、幅広いセキュリティ・ソリューションの提供に加え、長年培った特徴ある技術を融合し、デバイス（センシング、OS、近距離無線を含む）から、広域ネットワーク、大規模基幹システム、クラウド、AI・ビッグデータに至るIoTシステムの全域に、セキュリティを加えたIoTソリューションを、ワンストップにて提供しております。

情報システムの開発体制としては、国内４拠点と、中国２拠点・ベトナム３拠点を加えたグローバル分散開発体制を確立しております。加えて、2020年１月には、開発体制をさらに強化・拡充するため、アジア地域での海外オフショア開発を推進する100％子会社「アドソル・アジア株式会社」を設立し、日本国内はもとより、アジア圏での旺盛なICT需要に応えてまいります。

研究開発活動として、先端IT研究所による調査・研究、米国サンノゼ・シリコンバレーの100%子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.（アドソル日進サンノゼR&Dセンタ）」における最先端のセキュリティ技術、また、各大学・研究機関との産学共同研究等に積極的に取組んでおります。

品質力やプロジェクト・マネジメント力の強化では、プロジェクト管理の国際標準資格であるPMP（Project Management Professional）人材の育成に継続して取組んでおり、社員の4人に1人が同資格を保有しております。

6．主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

本社	東京都港区港南四丁目１番８号　リバージュ品川
関西支社	大阪市北区堂島浜一丁目４番４号　アクア堂島東館
九州支社	福岡市博多区博多駅前三丁目30番23号　博多管絃ビル
仙台開発センタ	仙台市青葉区一番町一丁目２番25号　仙台NSビル

7．使用人の状況（2020年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
547（1）名	25名増（2名減）	39.5歳	12.4年

（注）　使用人数は、就業員数としての正社員、契約社員、特別雇用社員の合計であり、（　）内は臨時雇用者（派遣受入社員）を外数で記載しております。

8．主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社　みずほ銀行	127,500千円
株式会社　三菱UFJ銀行	127,500千円
株式会社　三井住友銀行	37,500千円

9．その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅱ　株式の状況（2020年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　28,800,000株

２．発行済株式の総数　9,299,460株

３．単元株式数　100株

４．株主数　5,505名

５．大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持株比率
アドソル日進従業員持株会	830,200株	9.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	746,900	8.1
日本プロセス株式会社	494,000	5.4
株式会社インテック	316,300	3.4
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｂ口）	302,200	3.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	258,100	2.8
株式会社みずほ銀行	186,000	2.0
株式会社バリューＨＲ	171,700	1.9
BANQUE　ET　CAISSE　D' EPARGNE DE　L' ETAT　LUXEMBOURG　46985807	170,600	1.9
坂下　重信	141,700	1.5

（注）　持株比率は自己株式（103,916株）を控除しております。

Ⅲ　新株予約権等の状況

１．当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称 （発行決議日）	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	行使の条件
第１回株式報酬型新株予約権 （2015年６月25日）	2015年８月４日～ 2045年８月３日	14,921個	29,842株 （注）１	取締役３名 （社外取締役除く）	（注）２
第２回株式報酬型新株予約権 （2016年６月29日）	2016年８月２日～ 2046年８月１日	11,824個	23,648株 （注）１	取締役３名 （社外取締役除く）	（注）２
第３回株式報酬型新株予約権 （2017年６月28日）	2017年７月14日～ 2047年７月13日	11,849個	11,849株	取締役３名 （社外取締役除く）	（注）２
第４回株式報酬型新株予約権 （2018年６月27日）	2018年７月13日～ 2048年７月12日	11,478個	11,478株	取締役４名 （社外取締役除く）	（注）２
第５回株式報酬型新株予約権 （2019年６月26日）	2019年７月12日～ 2049年７月11日	19,817個	19,817株	取締役４名 （社外取締役除く）	（注）２

（注）１．2016年10月１日付株式分割（１株につき２株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

２．当該新株予約権の行使条件は次のとおりです。

①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、行使期間の最後の１年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。

③上記①、②に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。ただし、組織再編成行為時における新株予約権の取扱いの規定にしたがって新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間とする。

④1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

2．当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当する事項はありません。

3．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅳ　会社役員の状況

1．取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	上田　富三	
専務取締役	川瀬　俊治	
常務取締役	篠﨑　俊明	
取締役	後関　和浩	
取締役	峰野　博史	静岡大学 学術院情報学領域 教授
取締役	坂本　すが	東京医療保健大学 副学長
取締役	廣田　耕一	日本生命保険相互会社 顧問
常勤監査役	田中　耕一	
監査役	大滝　義衛	㈱インテック 監査役
監査役	吉成　外史	あかつき総合法律事務所 所長

（注）１．取締役峰野博史氏、取締役坂本すが氏及び取締役廣田耕一氏は、社外取締役であります。
２．監査役大滝義衛氏及び監査役吉成外史氏は、社外監査役であります。
３．監査役大滝義衛氏は、㈱インテックの監査役であり、幅広い経験と見識を有しております。
４．監査役吉成外史氏は、弁護士であり、専門知識と幅広い見識を有しております。
５．当社は、峰野博史氏、坂本すが氏、廣田耕一氏及び吉成外史氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2．事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
星野　將	2019年６月26日	任期満了	社外取締役

3．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

① 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額とします。

② 責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限ります。

4．事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

⑴ 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　数（名）	報酬等の総額（千円）
取　締　役 （うち社外取締役）	8 （4）	220,243 （11,400）
監　査　役 （うち社外監査役）	3 （2）	15,066 （4,725）
合　計 （うち社外役員）	11 （6）	235,309 （16,125）

（注）１．当事業年度末現在の取締役は７名（うち社外取締役３名）、監査役は３名（うち社外監査役２名）であります。上記の員数と相違しておりますのは、上記の員数には2019年6月26日に任期満了により退任した取締役１名（うち社外取締役１名）が含まれるためであります。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬限度総額は、2017年６月28日開催の第42回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、2015年６月25日開催の第40回定時株主総会において、ストックオプション報酬限度総額として年額60百万円以内と決議いただいております。

４．監査役の報酬限度総額は、2001年６月27日開催の第26回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

５．上記の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として次の金額が含まれております。

・取締役４名　26,812千円（社外取締役については含まれておりません。）

⑵　当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2010年６月18日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

⑶　社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当する事項はありません。

５．社外役員に関する事項

⑴　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

取締役峰野博史氏は、静岡大学学術院情報学領域の教授であります。当社は、同大学との間には特別な関係はありません。

取締役坂本すが氏は、東京医療保健大学の副学長であります。当社は、同大学との間には特別な関係はありません。

取締役廣田耕一氏は、日本生命保険相互会社の顧問であります。当社は、同社との間には特別な関係はありません。

監査役大滝義衛氏は、㈱インテックの監査役であります。当社は、同社との間にソフトウェア保守の委託等の取引関係があります。

監査役吉成外史氏は、あかつき総合法律事務所の所長であります。また、㈱タカラトミーの社外監査役であります。当社は、同所及び兼務先との間には特別な関係はありません。また、㈱バリューＨＲの社外取締役監査等委員であり、当社は、同社との間にて、資本・業務提携契約を締結しておりますが、独立性に問題はないと考えております。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分・氏名（就任日）	活動状況
取締役 峰野博史（2014年6月26日就任）	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 坂本すが（2018年6月27日就任）	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 廣田耕一（2019年6月26日就任）	2019年6月26日就任以降に開催された取締役会11回のうち11回に出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 大滝義衛（2017年6月28日就任）	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。 当事業年度に開催された監査役会16回のうち16回に出席いたしました。 取締役会、監査役会において、IT業界における監査役としての豊富な経験、幅広い知見に基づき、客観的かつ専門的な視点から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 吉成外史（2018年6月27日就任）	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。 当事業年度に開催された監査役会16回のうち16回に出席いたしました。 取締役会、監査役会において、弁護士としての豊富な経験、幅広い知見に基づき、客観的かつ専門的な視点から、適宜、必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、書面決議が4回ありました。

Ⅴ　会計監査人の状況

1．名称　　太陽有限責任監査法人

2．報酬等の額

区　　分	太陽有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5．責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、責任限定契約を締結しておりません。

Ⅵ　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑴　コーポレートガバナンス

①取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「企業理念」、「経営理念」及び「企業行動規範」にしたがい、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

②取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規則」その他社内規則にしたがい、当社の職務を執行する。

③代表取締役は、毎月取締役会において職務執行の状況を取締役会に報告する。

④監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査組織及び会計監査人と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

⑵　コンプライアンス

取締役及び使用人は「法令」、「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」及び「社内規則」に則り行動するものとする。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

⑶　財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規則」その他社内諸規則にしたがい、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制を確保するとともに、経営の効率化とリスク管理を両立させ、財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

①代表取締役は、財務報告に係る内部統制を構築・運用する。

②取締役会は、財務報告に係る内部統制が確実に実行されるよう取締役を監視・監督する。

③監査役は、独立した立場から財務報告に係る内部統制の構築・運用状況を監査する。

⑷　内部監査

代表取締役直轄の内部監査組織を設置するとともに監査責任者１名及び必要に応じて監査担当者を任命する。内部監査組織は、「内部監査規則」に基づき、業務全般に関し、社内規則の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対し、その結果を報告する。また、内部監査組織は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

⑴　情報の保存・管理

取締役は、「文書管理規則」その他社内規則の定めるところにしたがい、職務執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）に記録し、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書及びその他の関連資料とともに適切に保存し、管理する。

また、「情報セキュリティ基本方針」等を定め、当社の情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は、事故や故障若しくは、自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

⑵　情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の事業展開に伴うあらゆるリスクに適正かつ迅速に対処できるようにするための社内規則を整備し、リスクの的確な把握、適正な対処、監視・責任体制を明確にする。

また、各種社内委員会の設置及び各種マネジメントシステムの活用とともに、使用人に対する教育研修によるリスク管理意識の向上などを通じて、個々の職務執行に伴う具体的なリスクの識別・評価・監視・管理の実効性を高める。

さらには、地震、台風等の自然災害、地域災害、公共インフラの停止、経営上の重大障害等の緊急対応として、事業活動及び重要な業務プロセスが中断されないよう、あるいは、中断された場合でも、受容可能なレベルまで早期に再開できるよう、事業継続計画を整備する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑴　経営会議及び各種社内委員会

職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、代表取締役を補佐する機関として経営会議及び各種社内委員会を設置し、経営課題の共有化を図り、効果的な議論を行い、全社的に意思決定が必要な事項を「取締役会」に付議することにより、経営の効率化を行う。

⑵　職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規則」、「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にする。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営の自主独立性を尊重しつつ、企業集団全体の業務の適正を確保するため、子会社においても「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」を周知徹底させるとともに、子会社の重要な業務執行等について、当社の取締役会において審議及び報告を行い、子会社の業務執行の的確な把握に努めることとする。子会社との間で適宜連絡会議を開催し、又は必要に応じて当社から取締役又は監査役を派遣し、子会社の業務執行状況及び財務状況の報告を受けるとともに、各担当組織により子会社の業務の適正及び適切なコンプライアンス体制構築を確保するために必要な助言及び指導等を行うようにする。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することとする。なお、監査役補助者を設置した場合は監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査役補助者は職務の執行に係る役職を兼務しないこととする。並びに、当該使用人に対して必要な調査権限・情報収集権限を付与することができるものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

⑴ 監査役が、監査役の職務の遂行に必要な事項に関して随時、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制とする。

⑵ 監査役が、随時、当社及び子会社の取締役と意見交換の機会をもつこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要事項に関する情報を入手することができる体制とする。

⑶ 監査役が、会計監査人及び内部監査組織と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

⑷ 監査役への報告体制を整備し、また、報告を行った者に対する不利益取り扱いを禁止する旨を明確にし、周知徹底する。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、担当組織が確認のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴　内部監査組織の監査役との連携

内部監査組織は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図る。

⑵　外部専門家の起用

監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、会計監査人その他の外部専門家を独自に起用することができる。

10.　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①企業行動規範を定め、取締役会・経営陣は、企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮しています。

②コンプライアンスの推進については、コンプライアンス体制に係わる規則等を整備し、当社の取締役及び使用人等が規則に準拠した業務運営にあたれるように研修等を通じ指導しています。

③「経理規則」その他社内規則にしたがい、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制を整備するとともに、経営の効率化とリスクの管理を両立させ、財務報告に係わる内部統制が有効に機能するよう、全社レベルでの最適化を図っています。

④内部監査組織は、社内規則に基づき、監査役及び必要に応じて会計監査人と連携して内部監査を行い、業務の適法性と適正性等を監査しています。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規則」等に基づき、適切な保存期間を定め、保存及び管理をしています。取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧することができることとなっています。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役・経営幹部を構成員とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンスに対するリスクを管理しています。

また、「事業継続計画」を策定し、自然災害や指定感染症の拡大防止を目的とした政府・自治体による緊急事態宣言下においても、従業員等の安全を確保し、事業活動への影響を最小限にとどめるため、適時対応しております。さらに、内部監査組織は、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性及びこれを確保するための体制の運用の有効性をモニタリングし、当社のリスクを早期に発見し、解決を図っています。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「取締役会規則」に則り、月１回定例開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、遅滞なく業務執行の決定が行われる体制となっています。また、職務権限と責任を明確にして、適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規則」、「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にしています。

⑸　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社においても「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」を周知徹底させるとともに、子会社の重要な業務執行等について、当社の取締役会において審議及び報告を行い、子会社の業務執行の的確な把握に努めるよう体制の整備を進めています。

⑹　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会は総務担当組織が事務局として、その支援を行っていますが、監査役が監査役補助者を置くことを求めた場合には、当該監査役補助者を配置するものとしています。また、監査役補助者は、取締役の指揮命令を受けず監査役の指揮命令下で職務を遂行することとなっています。

⑺　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、定期的又は必要に応じて当社の取締役及び使用人に対してヒアリングを行い業務執行状況等の説明を求めることができることとなっています。

⑻　監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係わる方針に関する事項

監査役は必要に応じて、弁護士やコンサルタント等外部の専門家を活用できるよう規則に定め、これに伴い生じる費用は、当社にて負担しています。

⑼　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的及び随時に意見交換を実施し、また、会計監査人及び内部監査組織と連携をとることにより、監査役の監査業務を効率的に進めています。

Ⅶ　剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、経営理念に『私たちは、「会社の発展」「社員の幸福」「株主の利益」をともに追求します』と掲げて、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。

したがいまして、当社の利益還元方針は、持続的成長と企業価値向上を持続させるための積極的な戦略投資を図るとともに、業績に裏付けられた成果配分として、「配当性向35％以上」としております。

上記の方針に基づき、2020年３月期の配当金は、１株につき中間14円を実施し、期末配当金は、期初予想から４円増配し、18円を予定しております。

これにより、１株当たりの年間配当金は、32円（前期比＋５円）となります。

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**4,963,251**	**流動負債**	**2,165,712**
現金及び預金	1,899,019	買掛金	640,192
電子記録債権	98,859	一年内返済予定長期借入金	205,000
売掛金	2,711,300	未払金	371,560
製品	2,519	未払費用	51,000
材料	15,257	未払法人税等	257,859
仕掛品	137,616	未払消費税等	170,415
貯蔵品	646	前受金	29,405
前払費用	94,391	預り金	100,374
その他	4,241	賞与引当金	329,000
貸倒引当金	△600	その他	10,903
固定資産	**2,650,745**	**固定負債**	**893,380**
有形固定資産	**631,906**	長期借入金	87,500
建物	248,238	退職給付引当金	794,400
構築物	11	その他	11,480
工具器具備品	12,486	**負債合計**	**3,059,092**
土地	371,169	**純資産の部**	
無形固定資産	**496,162**	**株主資本**	**4,394,393**
ソフトウエア	7,303	**資本金**	**524,136**
販売権	485,138	**資本剰余金**	**372,623**
その他	3,720	資本準備金	229,135
投資その他の資産	**1,522,677**	その他資本剰余金	143,487
投資有価証券	713,109	**利益剰余金**	**3,553,827**
関係会社株式	204,966	利益準備金	39,000
繰延税金資産	370,136	その他利益剰余金	3,514,827
敷金及び保証金	185,766	別途積立金	2,717,000
保険積立金	43,994	繰越利益剰余金	797,827
その他	4,704	**自己株式**	**△56,193**
		評価・換算差額等	**41,601**
		その他有価証券評価差額金	41,601
		新株予約権	**118,910**
		純資産合計	**4,554,904**
資産合計	**7,613,996**	**負債純資産合計**	**7,613,996**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**13,315,368**
売上原価		**10,031,183**
売上総利益		**3,284,184**
販売費及び一般管理費		**2,070,207**
営業利益		**1,213,977**
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	20,693	
保険取扱手数料	1,030	
助成金収入	5,230	
雑収入	315	27,274
営業外費用		
支払利息	2,635	
売上債権売却損	497	
コミットメントフィー	1,400	
為替差損	196	
雑損失	3	4,734
経常利益		**1,236,517**
特別損失		
固定資産除却損	0	
固定資産売却損	810	810
税引前当期純利益		**1,235,706**
法人税、住民税及び事業税	395,712	
法人税等調整額	15,656	411,368
当期純利益		**824,338**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
2019年４月１日期首残高	524,136	229,135	117,261	346,397	39,000	2,267,000	697,638	3,003,638
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△274,149	△274,149
別途積立金の積立						450,000	△450,000	－
当期純利益							824,338	824,338
自己株式の取得								
自己株式の処分			26,225	26,225				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	26,225	26,225	－	450,000	100,189	550,189
2020年３月31日期末残高	524,136	229,135	143,487	372,623	39,000	2,717,000	797,827	3,553,827

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年４月１日期首残高	△107,341	3,766,831	133,639	133,639	100,795	4,001,265
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△274,149				△274,149
別途積立金の積立		－				－
当期純利益		824,338				824,338
自己株式の取得	△201	△201				△201
自己株式の処分	51,348	77,574				77,574
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△92,038	△92,038	18,114	△73,923
事業年度中の変動額合計	51,147	627,562	△92,038	△92,038	18,114	553,638
2020年３月31日期末残高	△56,193	4,394,393	41,601	41,601	118,910	4,554,904

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

ⅰ　子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

ⅱ　その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・原材料・貯蔵品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主要な耐用年数は以下のとおりです。

建物	８～47年
工具器具備品	２～15年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主要な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウエア（自社利用）	５年
販売権	10年

⑶　外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑷ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理しております。
④ 工事損失引当金	期末において見込まれる未引渡し工事の損失発生に備えるため、当該見込額を計上しております。

⑸ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事	工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。
② その他の工事	工事完成基準を採用しております。

⑹ その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額	419,479千円
⑵ 関係会社に対する短期金銭債務	71,170千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	720,163千円
営業外取引	2,026千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,299,460株	－株	－株	9,299,460株

⑵ 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（注）1・2	198,804株	112株	95,000株	103,916株

（注）1．自己株式の数の増加は、単元未満株式の買い取りによるものです。
2．自己株式の数の減少は、ストックオプションの行使に伴い、自己株式を処分したことによるものです。

⑶ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

ⅰ 2019年６月26日開催の第44回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　145,610千円
・１株当たり配当額　16円
・基準日　2019年３月31日
・効力発生日　2019年６月27日

ⅱ 2019年11月６日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　128,538千円
・１株当たり配当額　14円
・基準日　2019年９月30日
・効力発生日　2019年12月６日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
2020年６月24日開催予定の第45回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　165,519千円
・１株当たり配当額　18円
・基準日　2020年３月31日
・効力発生日　2020年６月25日

⑷ 当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

・普通株式　233,634株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	243,245千円
賞与引当金	100,739千円
未払法定福利費	15,616千円
未払事業税	17,995千円
未払事業所税	3,338千円
貸倒引当金	183千円
その他	54,307千円
繰延税金資産小計	435,427千円
評価性引当額	46,930千円
繰延税金資産合計	388,496千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	18,360千円
繰延税金負債合計	18,360千円
繰延税金資産の純額	370,136千円

6．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

必要資金（主に運転資金）は銀行借入により調達しております。

デリバティブ、及び投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式は、業務上の関係を有する上場企業及び未上場企業の株式であります。上場企業の株式においては、市場価格の変動リスクに晒されており、未上場企業の株式においては、企業価値の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金の最終返済日は、最長で決算日後１年６ヶ月であります。

借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規則にしたがい、各事業組織における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ⅱ　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務については、その殆どが１ヶ月以内の支払期日であり、取引高も少ないことから市場リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券及び関係会社株式については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有株式を継続的に見直しております。

ⅲ　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを出来なくなるリスク）の管理

各事業組織からの報告に基づき担当部署が適時に資金収支予実績表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	1,899,019	1,899,019	-
⑵ 電子記録債権	98,859	98,859	-
⑶ 売掛金	2,711,300	2,711,300	-
⑷ 投資有価証券	711,132	711,132	-
資　産　計	5,420,310	5,420,310	-
⑴ 買掛金	640,192	640,192	-
⑵ 未払金	371,560	371,560	-
⑶ １年内返済予定長期借入金	205,000	205,586	586
⑷ 長期借入金	87,500	87,616	116
負　債　計	1,304,252	1,304,955	702

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

⑴　現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵　電子記録債権、⑶　売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑷　投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

⑴　買掛金、⑵　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　１年内返済予定長期借入金、⑷　長期借入金

固定金利であり、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品単位

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	206,943
投資有価証券	1,977
子会社株式	97,065
関連会社株式	107,900

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について記載しておりません。

3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	1,899,019
電子記録債権	98,859
売掛金	2,711,300
合　計	4,709,178

4．長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内
長期借入金	205,000	87,500	－	－
合　計	205,000	87,500	－	－

7．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　　482円40銭

⑵　1株当たり当期純利益　　89円98銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

アドソル日進株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　内　茂　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　土　居　一　彦　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アドソル日進株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第４５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等にしたがい、取締役、監査室（内部監査組織）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款にしたがい、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び太陽有限責任監査法人から受けております。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月18日

アドソル日進株式会社　監査役会

常勤監査役　田　中　耕　一　㊞

社外監査役　大　滝　義　衛　㊞

社外監査役　吉　成　外　史　㊞

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場	品川プリンスホテル メインタワー 28階会議室 東京都港区高輪四丁目10番30号　電話 03-3440-1111

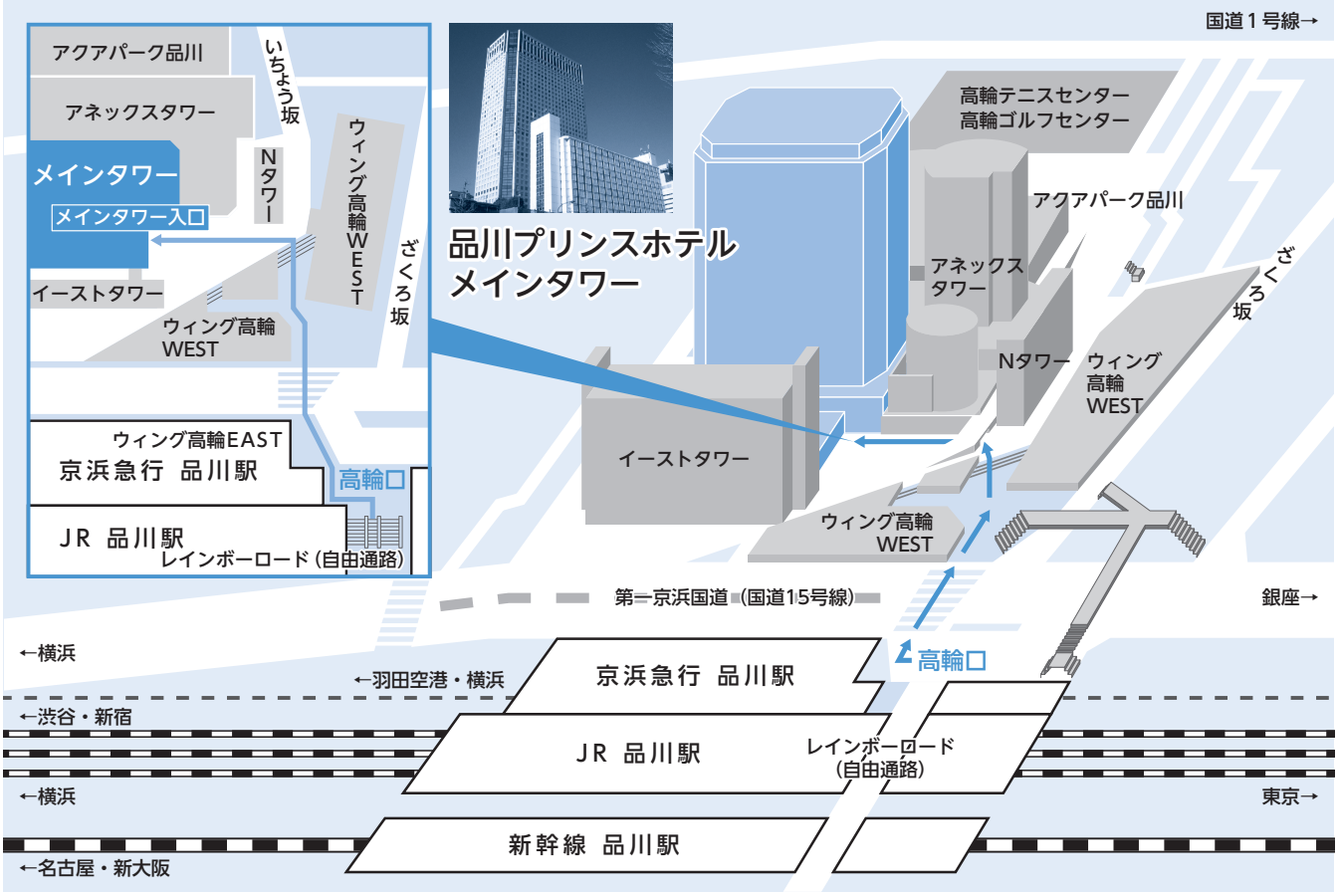

交通手段のご案内　JR　京浜急行　品川駅（高輪口）徒歩２分

新型コロナウイルスの感染予防に関するお願い

多くの株主さまが集まる株主総会は「集団感染のリスク」がございます。郵送にて議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場は、お控えいただくこともご検討ください。なお、今後の状況により、本総会の開催・運営を変更する場合は、次の当社ウェブサイトにてお知らせします。　https://www.adniss.jp